

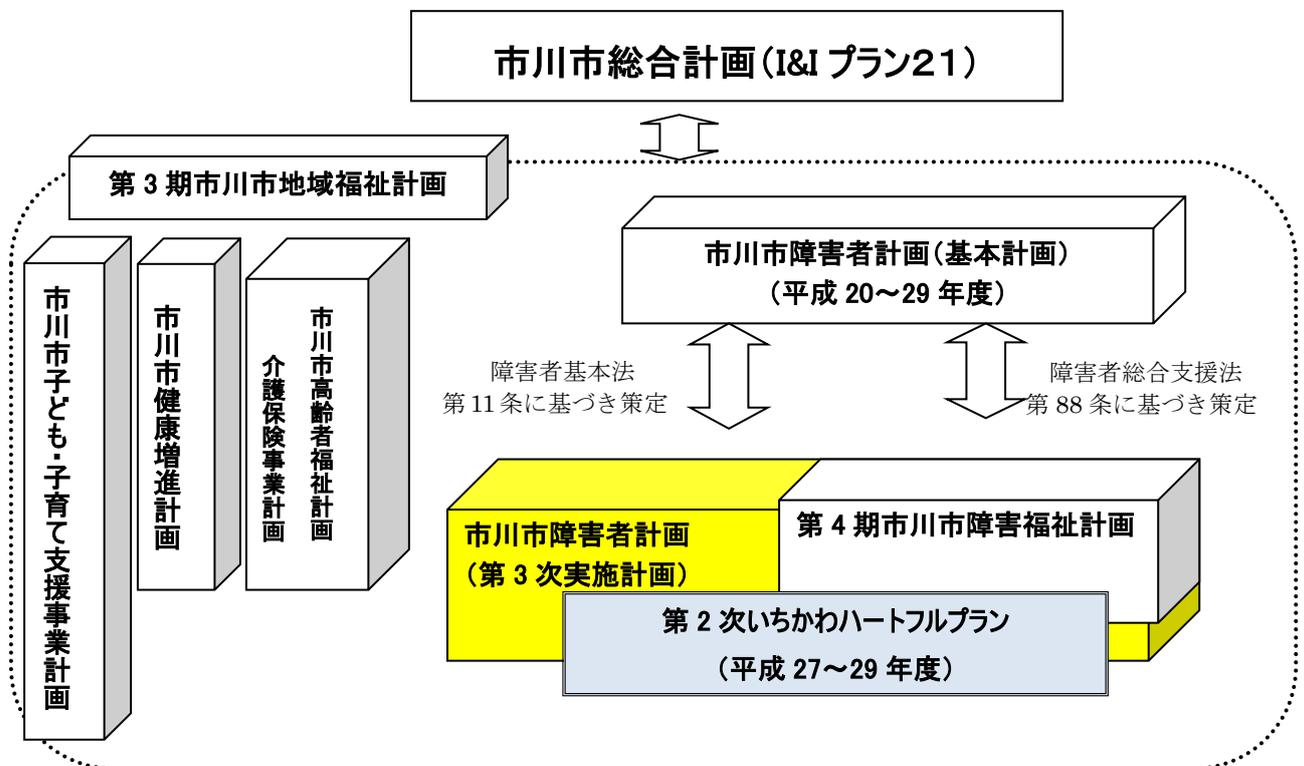
市川市障害者計画・障害福祉計画策定業務に関するアンケート調査について

1 障害者計画・障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき策定される計画で、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

2 本市における計画の位置づけと期間

本市においては、平成20年度から29年度までを計画期間とする「市川市障害者計画基本計画」と平成27年度から29年度までを計画期間とする「第2次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第3次実施計画）・第4期市川市障害福祉計画】」が共に平成29年度に終期を迎えることとなります。



5 アンケート調査の実施に係る業務委託

アンケート調査を実施するにあたり、下記内容で業務委託を行う予定です。

- (1) 件名 市川市障害者計画策定に係るアンケート調査業務委託
- (2) 契約期間 平成28年9月1日から平成29年3月15日まで
- (3) 受託内容 アンケート結果の集計及び分析、報告書の作成

6 今後の予定

	社会福祉審議会	障害者福祉専門分科会
7月4日(月)	第1回 アンケート調査概要説明	
7月27日(水)		第1回 アンケート調査内容の検討
8月上旬	アンケート調査票 配布	
9月上旬	アンケート調査票 回収	
1月		第2回 アンケート調査の結果報告
2月	第3回 アンケート調査の結果報告	
3月中旬	アンケート調査報告書の完成	